

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第 89 回）議事録

1 日時 令和 8 年 3 月 16 日（月）15:00～15:33

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

岡田 羊祐（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、江崎 浩、高橋 利枝、藤井 威生
（以上 8 名）

（2）専門委員（敬称略）

大谷 和子 （以上 1 名）

（3）総務省

＜総合通信基盤局＞

湯本 博信（総合通信基盤局長）

・電気通信事業部

吉田 恭子（電気通信事業部長）、井上 淳（事業政策課長）、
平松 寛代（基盤整備促進課長）

（4）事務局

金子 創（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

答申案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」

について

【令和 7 年 7 月 4 日付け諮問第 1242 号】

開 会

- 岡田部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。
本日の議題は、答申案件 1 件でございます。

答申案件

「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について

【令和 7 年 7 月 4 日付け諮問第1242号】

- 岡田部会長 令和 7 年 7 月 4 日付け諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」について審議いたします。

それでは、大谷主査から御説明をお願いいたします。

- 大谷主査 大谷です。ユニバーサルサービス政策委員会の主査を担当しています。

諮問第1242号「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」二次答申（案）に寄せていただいた御意見と、それらに対する考え方につきまして、ユニバーサルサービス政策委員会における検討結果を御報告させていただきます。

本年 1 月 23 日の部会での御審議を踏まえまして、1 月 24 日から 2 月 24 日までの間、この答申案に対する意見募集が行われました。その結果、法人から 7 件、それから匿名の方から 4 件、合計して 11 件の御意見がありました。これらの御意見につきまして、3 月 5 日から 10 日までの間、ユニバーサルサービス政策委員会、そしてユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合をメール形式で開催させていただきまして、考え方の整理を行いました。その結果につきましては、資料 89－1－1 にお示ししております。

また、寄せていただいた御意見を踏まえまして、ユニバーサルサービス政策委員会といたしましては、この答申案の内容には特に変更を加えるべき点はなく、原案のままで適当ではないかとの結論に至っています。

それでは、詳細につきましては、事務局からの御説明をお願いいたします。

- 隅田基盤整備促進課課長補佐 大谷主査、ありがとうございます。事務局の基盤整備促進課の隅田です。

本日はお忙しいところお時間を頂戴しまして、ありがとうございます。ただいまユニバーサルサービス政策委員会の大谷主査より概要を御報告いただきましたとおり、1月に開催されました前々回の本部会において、現行の電話とブロードバンドのユニバーサルサービスに関する交付金制度についての検討結果を取りまとめた二次答申（案）を意見公募の手續に付するということについて、先生方の御了承をいただきました。そして、今般、その意見公募期間中に寄せられた御意見とそれらに対する考え方を、資料89-1-1として、事務局において取りまとめさせていただいていますので、本日は寄せられた御意見と、それに対する回答の内容、併せて意見公募結果を踏まえた答申案の修正の要否について、先生方に御審議いただければと考えています。

資料としましては4点ございまして、89-1-1のほかには、答申案の本文と概要資料、そして、本日内容について御了承いただけた場合にいただければと考えております答申書の鑑の案をお送りさせていただいています。

内容としましては、今般の答申は電話とブロードバンドそれぞれに関する内容を含んでいますので、私からは、前半、電話に関する部分について御説明を差し上げたいと思います。その後、当課の望月より、主にブロードバンドに関する部分について御説明を差し上げたいと思います。

それでは、中身に入りたいと思います。

表紙は結果の概要になっていまして、提出主体としては、大谷主査から御報告いただきましたとおり、7件を事業者さんからいただき、4件を匿名の方からいただいているところでして、私から御説明差し上げる「電話」について御意見をいただいている事業者さんは、上から順にソフトバンクさん、KDDIさん、NTT西日本さん、NTT東日本さんの4社になります。

先に、これは、電話とブロードバンド共通ですけれども、事務局としての結論を申し上げますと、寄せられた御意見を拝見した上で、答申案については修正せず、原案どおりで良いのではないかと考えています。

それでは、2ページ目を御覧いただければと思います。まず、電話については、令和7年度以降の算定方法をどのように考えていくかという点と、災害時用公衆電話について補填を開始するかどうか、開始するのであれば、具体的にどのように補填していくべきかという、大きく2つの論点がありました。この表の資料中、意見番号の隣に小見出しを付けさせていただいていますが、まずは令和7年度以降の算定方法について寄せ

られた御意見について、御紹介させていただければと思います。

左上に意見1とありますが、こちらはソフトバンクさんからいただいた御意見になります。3段落目を御覧いただければと思いますが、今後、NTT東西さんによるメタル回線の巻取りが進展していくということが見込まれるので、将来的にはLRICモデルを適用するにしても、メタル回線と光回線それぞれを用いた上で、経済的に比較して、補填額を決定していくべきではないかというような御意見を頂戴しています。

その下が、次のページにもまたがっていますが、KDDIさんによるものでして、まず、1ポツ目において、今般の取りまとめの方向性については御賛同いただいているところです。その上で、2ポツ目ですけれども、今後、NTT東西さんによるメタル回線の巻取りが進んで、代替サービスに移行していくという中で、その移行費用の補填について、今後、検討していくに当たっては、①にありますけれども、実際にメタル回線を巻き取ったことによるコストの削減効果や、②の見出しに書いていますが、ブロードバンドサービスを拡大していくことによる収支の改善、あとは、③にありますけれども、メタル回線を巻き取って光回線に移行した場合には、ブロードバンドサービスに対する交付金との兼ね合い、さらに、次のページの④になりますけれども、ほかの競合事業者への影響、公正競争への影響、そういった、今、申し上げたような点についても留意の上、慎重に検討していくべきではないかというような御意見を頂戴しているところです。

これらに対しては、対応する右の欄にそれぞれ書かせていただいています。NTT東西さんによるメタル回線の巻取りや代替サービスへの移行については、具体的な計画が今ちょうど検討されている段階でして、今後、実際の進捗状況を踏まえて検討させていただきたいという旨をお返しできれば良いのではないかと考えています。

続きまして、次の3ページ目になりますけれども、中段を御覧ください。こちらは大きく2つ目の論点の災害時用公衆電話に関する補填についていただいている唯一の御意見になります。提出者は右下にありますとおり、NTT東西さんからになっています。まず、1ポツ目の部分ですけれども、今回の取りまとめにおいては、第一種公衆電話と災害時用公衆電話について、37.2億円という補填の上限額を設ければ良いのではないかと、という内容とさせていただいています。これにより、結果として、災害時用公衆電話の維持費への補填は、当分の間、一部に止まってしまうことが見込まれているところです。

こうした事情も踏まえまして、実際に今サービスを提供していただいているNTT東西さんが交付金を交付される側になるかと思いますが、この上限の緩和について継

続的に検討していくべきなのではないかというような内容を頂戴しています。また、2点目としましては、ワーキンググループの先生方からも種々御意見をいただきましたけれども、周知・広報についてのものとして、自治体要望も踏まえて、引き続き連携して対応していくという考えを表明いただいているところです。

こちらの御意見につきましては、対応する右の欄の1段落目ですけれども、まずは、そもそも議論の経緯としましては、令和4年度にいただいた答申の中で、公衆電話というものについての国民負担、ユニバーサルサービス料は実際には携帯電話等の最終利用者に御負担いただいているという状況であり、ある種の国民負担と言えるのではないかとということで、その国民負担を抑制するという観点から、上限額を設けたという趣旨を述べさせていただいた上で、ただし、社会環境等の変化を踏まえて、引き続き、何か契機があれば検討を行うことが適当ではないかということをお示しすれば良いのではないかと考えています。後段については、自治体の方々との取組について、引き続き連携いただいて、効果的な周知・広報が行われることを期待する旨を述べていただければ良いのではないかと考えています。

このページの一番下、意見4番は匿名の方からのものとして、この場では割愛させていただきます。

続きまして、4ページ目、意見の5番と6番はKDDIさんからいただいているものです。まず、上段の意見5番は、現行の交付金制度の抜本的な見直しや、あとは、加入電話に関するベンチマークに、今は2σという基準が加えられておりますが、この見直しについては、現行の制度趣旨やユニバーサルサービス料の負担の程度、あるいは将来予測なども検証しつつ、丁寧な議論を行っていただきたいという御要望をいただいています。

こちらについても右の対応する欄を御覧いただければと思いますが、これまでと同様に、引き続き関連する事業者様や団体様からのヒアリングの機会を設けさせていただいて、御意見をいろいろ伺いながら、丁寧な議論を進めていければ、ということをお答えとして差し上げれば良いのではないかと考えています。

その下、意見6番もKDDIさんからですけれども、こちらは衛星通信をはじめとする非地上系のネットワークの活用可能性について、議論の中でも少し出ましたが、基本的に、KDDIさんの御意見としては、ユニバーサルサービスとして整備されるべきは光ファイバであって、NTNといった新しい技術については、光ファイバを補完するための限定的な手段として位置付けるべきではないかというような御意見を頂戴しています。

こちらについても右の欄を御覧いただければと思いますが、衛星通信に限らず、広く新技術を活用するということについては、現在の電話のユニバーサルサービスに関する交付金制度が、そもそもメタル回線の維持費を補填するというような大まかな前提の下、作られてきた制度になっていますので、そういったことも踏まえると、制度全般に大きい影響を与えるような論点となることから、引き続きの検討事項とさせていただければと考えています。

その下がNTT東西さんからいただいている御意見でして、内容を申し上げますと、メタル回線を今後巻き取って代替サービスへの移行を進めていくが、実際にエリアごとに設備を撤去できるようになるまでは、ある程度期間や時差が生じるというところで、むしろ、赤字としては、今後も、当分の間、一定程度拡大する見込みであるという予測を踏まえて、そもそもLRICなどを用いるべきではなく、赤字を直接補填するような制度にするべきなのではないか、そういった内容についてすぐ対応できないにしても、2σについては撤廃を考えるべきではないか、というような御意見を頂戴しています。

先ほどの回答と似ているのですが、こちらは交付金の規模や負担金の単価といったものについても大きな影響を与え得る論点ですし、現在、最終保障提供責務に関する新たな交付金制度について検討していきまして、その中で、一体的に検討していくべきではないかということで、今、まさに検討に着手したところでありますけれども、そのような内容を回答として差し上げてはいかがかと思っています。

電話についての最後の御意見ですけれども、こちら匿名の方からいただいた御意見になりますので、この場では説明を割愛させていただきたいと思います。

以上、電話について、複数の御意見を頂戴しましたが、答申案に記載している内容をベースにお返しできればと考えています。

それでは、ブロードバンドの説明の方に移らせていただきたいと思います。

○望月基盤整備促進課課長補佐 では、引き続きまして、「第3章 ブロードバンドのユニバーサルサービスに係る交付金制度」に対する意見について御説明を差し上げたいと思います。

冒頭、匿名の方4名を含めた11名、11件の意見があるということを申し上げましたが、ブロードバンドについては、法人の方が7社、全ての方々から御意見をいただいています。また、これも冒頭、大谷主査からお話がありましたように、いずれの意見も、これまでのところでは第二次答申（案）を修正する、修正を要するというように我々のほう

で思っているような案はないというような状況になっています。

ここで一度、二次答申までの流れを簡単におさらいさせていただきますと、ブロードバンドのユニバーサルサービス、こちらは令和4年の電気通信事業法の改正に基づいて創設されたものでございまして、この令和4年の事業法の改正、ブロードバンド部分につきましては令和5年6月16日に施行されています。令和4年の事業法改正の附則には、この施行の日から3年がたった時点における施行の状況を検討する、いわゆる「3年後検討」の規定がありまして、この3年後の検討というのは、令和5年6月16日の3年後ですから、令和8年、今年の6月16日にやってくるということになっています。

これに向けて、ワーキンググループの主査でいらっしゃる関口先生から、まずは今年初めての交付金の原価の算定を行った第二種適格電気通信事業者、これはNTT東西さん、ZTVさんですが、彼らから初めての原価算定を行ったこの経験を踏まえて、「3年後検討」に向けての御要望、御提言、課題を聞き取ろうということになりまして、ヒアリングをさせていただきましたところ、東西さん、ZTVさんから様々な御提案、御提言をいただいたわけですが、ワーキンググループ、委員会の先生方からは、必ずしも全てを「3年後検討」まで待つ必要はないのではないか、交付金の原価の算定に影響がないもの、もしくは交付金の原価の算定の対象範囲に影響がないものは速やかに実施すべき、検討するべきなのではないかと御提言いただきました。

これが現在、そのパブリックコメントにかかっております第二次答申の検討の経緯でして、申し上げたように、いただいた御意見、法人の方々からの案件はいずれも、こうした先生方からいただいた御提言、第二次答申の内容に反対するといったものは一つもありません。基本的に皆様、この答申の内容には御支持、御賛同をいただいております。その上で、ほかのいただいた御意見というものは、私が今申し上げました令和8年6月16日以降、3年がたった時点、この3年後に検討するに当たって、こういう観点を加味しながら、留意しながら、3年後の検討を行ってほしいという御要望であるというふうに思っていただけだと思います。

ですので、これから御説明いたします考え方（案）も、基本的には賛同の御意見として承った上で、それぞれ皆さん、こういったことに留意して3年後の検討を行ってほしいという御要望ですので、一概にここで否定するような必要はありませんで、全て基本的には、3年後の検討を実施するに当たって参考とすることが適当だという形で、総務省のほうにおっしゃっていただければと思っています、という次第です。

簡単に、個別の意見を御紹介させていただければと思います。まず、意見9はKDDIさんでして、冒頭申し上げましたように、最初は、検討の方向性に賛同いたします。ここでは利用者負担の増加に留意する、もしくは令和7年度の事業法改正で創設されました最終保障提供スキームの求めに応じた交付金の制度と一体的な検討を行うべきであるということです、申し上げたように、賛同の御意見として承った後で、おっしゃっていることというのは、3年後の検討の実施に当たって検討を進める際にも参考とすることが適当だという形で、今、考え方（案）をまとめさせていただいてまして、これ以後も基本的には同様です。

NTTドコモさんからは、今後、3年後の検討におきまして、交付金の額に影響があるような見直しを行う場合というのは、影響の規模感を明らかにしながら議論してほしいということです、こちらでも参考とすることが適当ということで同意をいただければと思います。

次は楽天モバイルさんですが、楽天モバイルさんは今後の見直しと、さらに令和7年度の事業法改正に伴う制度整備も含めて、細切れに何度も何度も制度が変わるようなことにせず、関係する事業者としては、なるべく一度にまとめて検討して一気に決めてほしいという御意見でしたので、こちらでも次のページにその最後の御意見がありますが、申し上げたように、参考とすることが適当ということでいいのではないかと考えています。

残りの2つはNTT東西さんでして、先ほど申し上げましたように、NTT東西さんとZTVさんにはそれぞれ御提言、御提案、御要望を既に伺っていますけれども、そうした既に彼らから伺っている内容、きちんとその議論をしてほしいという御要望が意見12です。こちらでも参考としてということでいいのではないかと考えています。

意見13は、これも既にNTT東西さんからは御要望を聞き取った場でもおっしゃっていただいていますけれども、東西さん、ZTVさんよりさらに第二種適格電気通信事業費の数が増えるような方向性で検討を行ってほしいと、こちらもおっしゃるとおりだなと思いますので、みんなで支えるユニバ、こちらに向けて参考にする、議論していくということで、議論の参考とすることが適当ということでいいのではないかと考えています。

ここまでの、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の在り方そのものに関する御意見です。次からは二次答申（案）の最後に、「第4章 今後に向けて」ということで、先生方からの御提言、全体的な取りまとめをさせていただいたパラグラフがありま

す。こちらに対して御意見をいただいているものでして、こちらもこれまでと基本は同様です。今後行われる「3年後検討」の実施に当たって、こういったことに気をつけながら議論を行ってほしいというような、御提言、御提案、御注文でして、まず、最初に3つほどソフトバンクさんがあります。

最初の意見14は、申し上げましたように、これまでNTT東西さんとZTVさんという第二種適格電気通信事業者の方々からお話を伺っていますが、ソフトバンクさんのように、負担金の徴収の対象になるような事業者の方々からも、きちんとお話を聞いた上で議論を進めてほしいということなので、こちらも否定するような問題は当然ありませんので、参考として検討を行っていくということなのかと思っています。

次が、これもソフトバンクさんですけども、先ほどのドコモさんと少し似ているのかもしれませんが、交付金の額が変動するような見直し、検討を行うときというのは、必要性や妥当性もきちんと見ながら議論を行ってほしいということですので、こういったことも本当に参考にしながら、今後の議論を行っていくべきなのかなと思っています。

次のページは意見16です。これもソフトバンクさんですが、いろいろな場面でいろいろな方々からこれまでもお話、御要望をいただいていますけれども、今後の見直しに当たっては、制度を運用するに当たってのコストというのもゆくゆく考えながら、論点を頭の片隅に入れながら検討して行ってほしいということですので、こちらも参考とすることが適当ということではよろしいのではないかと思います。

最後はアルテリアさんからいただいています、これは現在の負担金徴収の対象や、その負担金を徴収する際の回線数の考え方についての御要望、御意見でして、こちらも今、この時点でもう二度とこんなことは議論しないなんていうことを否定する必要性は全然ありませんので、今後の議論に当たっての参考とすることが適当ということで、総務省のほうにおっしゃっていただければと思って、今、考え方（案）を書いています。

「なお」ということで、これまで現状の負担金の徴収の対象や、負担金の算定の対象になる回線数の数え方というのは、類似の御答申をいただいた中で御提言いただいたものをまとめた内容となっていますので、「なお」以下は、これまでいただいた御答申の内容を私のほうで抜粋して書かせていただいているというものです。

ここまでが「今後に向けて」です。

次のページ以降は、もう本当に「その他」ということでまとめています。冒頭に、それぞれ答申案を支持しますと、また、最後に、答申案に反映を求めますという御意見を

いただいておりますが、中の御意見自体は、通信料金の公共料金化といったような直接的にはこの第二次答申（案）の御提言の内容には直接的には関連しないものなのかなと思っていますので、考え方としては、冒頭で案への支持をいただいておりますので、賛同の御意見として承るということとした上で、総務省に対して、今後の施策の参考とするということをおっしゃっていただければいいのかなと考えています。

以上で、今回いただきました御意見の御紹介と、それに対する考え方（案）ということで説明させていただきました。

以上になります。どうぞ御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○岡田部会長　御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問等がありましたら、チャット機能にてお申し出ください。

御意見はありませんでしょうか。

それでは、現在定足数も満たしていますので、ただいまの御説明を了承し、資料89－1－1の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料89－1－2の二次答申（案）について、資料89－1－4の答申書（案）のとおり二次答申することとしたいと思います。いかがでしょうか。御異議がある場合はチャット機能でお申し出ください。

（異議の申出なし）

○岡田部会長　御異議なしと認めます。

それでは、意見募集結果について了承するとともに、資料89－1－4の答申書（案）のとおり、二次答申することといたします。

○大谷主査　ありがとうございました。

○岡田部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の湯本でございます。

岡田部会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、本日、「最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方」につきまして、二次答申を頂きましたことに御礼を申し上げます。

昨年の7月に諮問させていただいて以降、災害時用公衆電話を交付金の交付対象とす

るなど、現行の電話、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関して検討が必要な事項につきまして、大変精力的に御議論をいただきました。総務省といたしましては、本日頂いた二次答申に基づき、省令の整備等に取り組み、ユニバーサルサービス制度を適切に運用してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○岡田部会長 ありがとうございました。

閉 会

○岡田部会長 それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

事務局からは何かございますか。

○金子総合通信管理室長 特にございません。

○岡田部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上をもちまして、終了とさせていただきます。なお、次回の日程につきましては開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。